開発行為に関する工事の完了....

土地改良区の定款変更の認可.....

建設業者の許可の取消し......

(整備事務所)

:

(建築住宅課) ... 八 (農村整備課) ... △

示

第二千二十二号

平成十四年五月十七日 (金曜日)

公告	証紙売りさばき人の指定	施行	過疎地域自立促進特	豪雪地帯対策特別措	漁船保険付保義務の発生	特定第三号漁業者の	臨時の職業訓練の施行	保育士試験の施行	字の区域及び名称の変更	告示	目次
	}指定		過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の	豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の施行	}発生	特定第三号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	行		>変更		
	(経			(道	(水産	改団	開労政	(健)	振市		
	理	同		路	水産振興課	善 善 経	発・ 能 課力	健康医療課	興町		
	課	_		課	課)	課営	課力	課)	課村		
	:	:		:	:	:	÷	÷	÷		
	\vdash	\vdash		七	六	\prec	六	Ŧi.			

青森県告示第二百六十号

戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更す 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、八

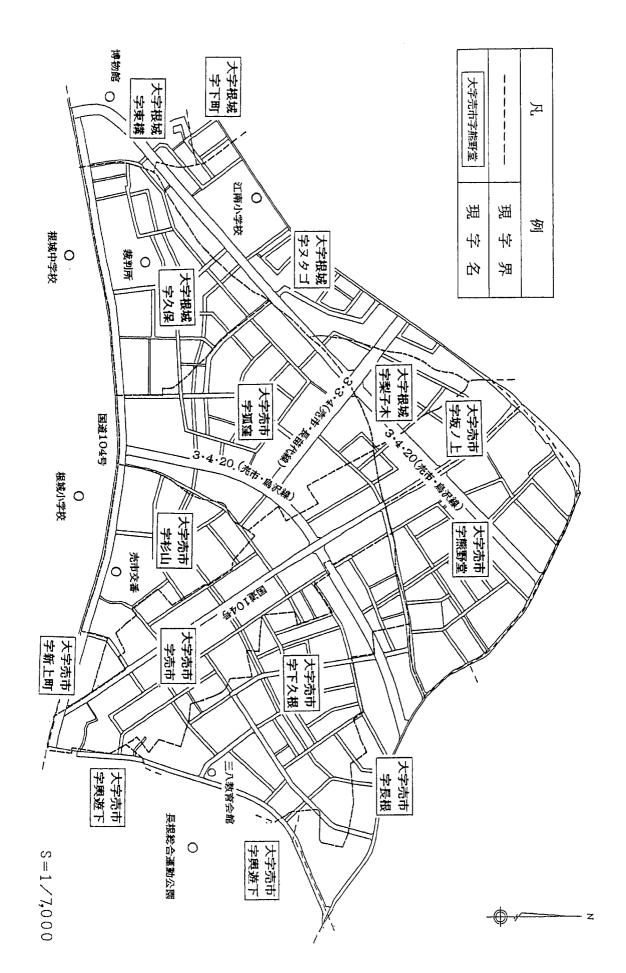
るものとする。 右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年六月二十九日からその効力を生ず る旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

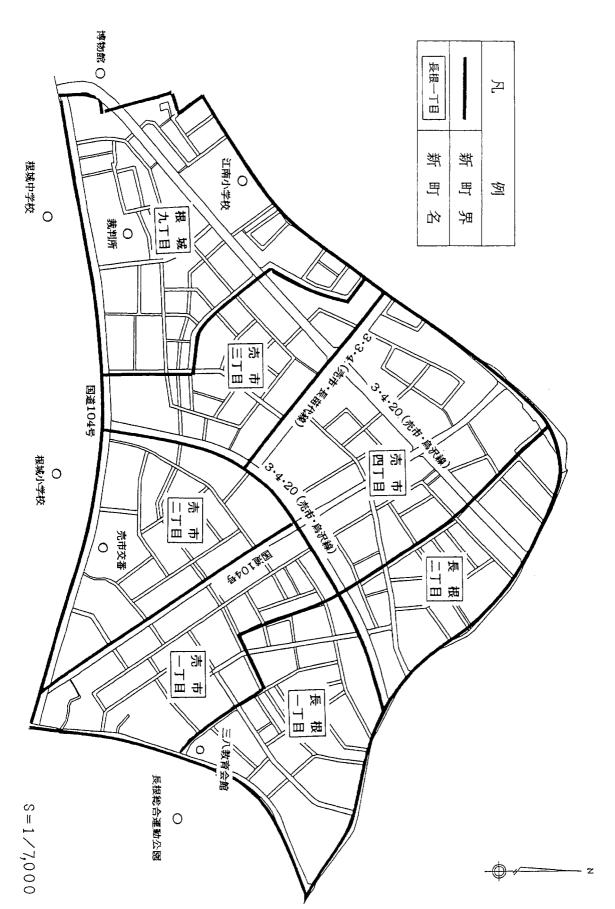
青森県知事 木 村 守 男

京 司 一 丁 E	表 方 一 门	長根二丁目	長根一丁目	町	
				名	
大字売市下久根の一部大字売市字興遊下の一部		大字売市字長根の一部大字売市字熊野堂の一部	大字売市字長根の一部大字売市字興遊下の一部	住居表示実施前の町名等	

根城九丁目	売市四丁目
大字根城字東構の一部大字根城字を外での全部大字根城字の一部部、大字根城字の一部部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部	大字売市字売市字が、大字売市字が、大字売市字が、アラッツの一部では、大字売市字が、アラッツの一部では、大字売市字が、アラッツが、アラッかが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッツが、アラッかが、アウルが、アウルが、アウルが、アウルが、アウルが、アウルが、アウルが、アウル



別図 2



青森県告示第二百六十一号

十四年四月青森県規則第三十九号) 第二条の規定により告示する。 平成十四年保育士試験を次のとおり施行するので、青森県保育士試験規則 (昭和三

平成十四年五月十七日

青森県知事 木

村 守 男

受験資格

保育士試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。

1 学卒業者を含む。) 又は高等専門学校を卒業した者その他に準ずる者として厚生 労働大臣の定める者 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上習得した者(短期大

注 厚生労働大臣の定める者

に六十二単位以上習得することが見込まれる者であると当該学校の長が認 学校教育法による大学に一年以上在学している者であって、十四年度中

 (\Box) の長が認めた者 者であって、十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している

 (Ξ) 攻科の最終学年に在学している者であって、十四年度中に卒業することが 校の専攻科 (修業年限二年以上のものに限る。) を卒業した者又は当該専 見込まれる者であると当該学校の長が認めた者 学校教育法による高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) の専攻 (修業年限二年以上のものに限る。) 若しくは盲学校、聾学校、 養護学

専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者で ものであって、修業年限二年以上のものに限る。) を卒業した者又は当該 若しくは各種学校(同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とする あって、十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長 が認めた者 学校教育法による専修学校の専門課程 (修業年限二年以上のものに限る。)

(五) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者

> 3 2 学校教育法による高等学校保育科を卒業した者 (平成八年三月三十一日までの

以上の児童の保護に従事した者 課程による十二年の学校教育を修了した者であって、児童福祉施設において二年 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の

児童福祉施設において、五年以上の児童の保護に従事した者

平成三年三月三十一日以前に高等学校を卒業した者

5

6

当な資格を有すると認めた者 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、 知事において適

試験の期日及び場所

1 期日 筆記試験 平成十四年八月六日 (火)、同月七日 (水) 実地試験 平成十四年八月二十七日 (火)

場 所 青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

2

Ξ 試験の科目

社会福祉

2 児童福祉

3 発達心理学及び精神保健

4 小児保健

5 保育原理 小児栄養

教育原理及び養護原理

7

保育実習

三に掲げる全科目について筆記試験を行い、保育実習のうち、 言語関係技術の各分野について実地試験を行う。 音楽リズム、

兀 受験申請書受付期間

合は、 効とする。 平成十四年六月十七日 (月) から同月二十一日 (金) まで。ただし、郵送する場 書類が完備されているものに限り、 六月二十一日までの消印のあるものは有

五 受験申請書提出先

FOHO 八五七〇

青森市長島一丁目一の

六

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

受験申請書に次の書類を添付すること。提出書類

- 1 住民票抄本
- 2 受験資格証明書
- 脱帽、上半身、正面向きのもの) 二枚3.写真 (最近六か月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの
- 七 受験手数料

八

その他

八千九百円 (青森県収入証紙を受験申請書の所定欄に貼ること。)

記の返信用封筒(角形二号)を同封すること。 なお、郵送により請求する場合は、百二十円相当の郵便切手を貼った、あて先明受験申請用紙は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班に請求のこと。

七七六 四七六四) に問い合わせること。

青森県告示第二百六十二号

例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行す青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条

るので、同条第三項の規定により告示する。

青

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

専門校青森高等技術	する能力開発校の名称臨時の職業訓練を実施
· 短期職業程訓練	類・訓練課程職業訓練の種
のけ示受訓ら所業公 たを講練職長安共 も受指の業か定職	対象者
科一 般 事 務	訓練科
三月	訓練期間
_ O	定数
	*^

青森県告示第二百六十三号

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡今別町大字奥平部字祇石三一の一の八一 横岡 宣永 横岡 三東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添五三東津軽郡今別町大字奥平部字村元道添五三	発起人の住所及び氏名 (名称)
区域可東部第一	区域
底建網漁業	区分

青森県告示第二百六十四号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定によりよる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一よ船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三四番地五	北津軽郡市浦村大字十三字深津二四七番地	北津軽郡市浦村大字十三字五月女萢二番地二	発起人の住所及び氏名
雄	榮	郎	
	+ =		加入区の名称

青森県告示第二百六十五号

和四十六年政令第三百六十七号) 第一条第一項前段の規定により告示する。 より、次のとおり町道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和三十七年法律第七十三号) 第十四条第一項の規定に (昭

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村

守

男

福浦川目線

浦山国有林八二八林班ほで小班から下北郡川内町大字川内字福浦山の一

福

11

11

福浦山国有林八二八林班に小班まで下北郡川内町大字川内字福浦山一の

城線 泊艘 泊源藤

有林二八三林班ぬ『小班から下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国

11

有林二八三林班る「小班まで下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国

班ち「まで三戸郡田子町大字関字南来満山四一林

11

"

班へから三戸郡田子町大字関字南来満山三九林

夏坂大館線

線町道二 路 線 名 号 二六から南津軽郡平賀町大字新屋字平野八六の 五まで南津軽郡平賀町大字新屋字福島四の一 I 事 X 間 良改) 築 工事の種類 (道路改 三平 ・成 乗 開工 始事 日の 亡

青森県告示第二百六十六号

より次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令 (平成十二年政令第百七十五号) 第七条第二項前段の規定により告示する。 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守

男

夏坂大館線	温泉線	路線名
班に「まで三戸郡田子町大字関字南来満山三九林班り」から	まで 三戸郡新郷村大字西越字温泉三五の七から	I
町 大 大 字 関 関		事
字南来湍	越字温泉	X
山三九林	新五の七 第三五の七	間
"	良) (道路改	工事の種類
"	□平 • 成 歩 亡	開工 事の日の

青森県告示第二百六十七号

赤石渓流線

七の五から西津軽郡鰺ケ沢町大字一ツ森町字吉川

渕三三まで西津軽郡鰺ケ沢町大字一ツ森町字湯涌

"

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。 青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例 (昭和

平成十四年五月十七日

売りさばき人の住所及び氏名

青森県知事

木

村

守

男

柴田 忠吉

青森市浪館前田四丁目二九の

指定年月日

平成十四年五月十七日

売りさばき場所

Ξ

青森市浪館前田四丁目二九の

公

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 楢木土地改良区の定款の変更を平成十四年五月九日認可したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定 鬼沢

平成十四年五月十七日

青森県知事

木

村

守

男

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都 市計画法 (昭和四十三年法律

平成十四年五月十七日

青森県知事

木 村 守

男

及五 び所 一川 一原 の一、四〇の一、十和田市元町西一 六の四南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田九 七の九〇九まで一七の九〇六から一十和田市東二十四番町一七の八四一、 八南津軽郡平賀町大字館山字前田一二の 一八三の一及び一八三の六一八三の一及び一八三の六の三三から一八二の五〇まで、五所川原市大字稲実字開野一八二の一、 名開 称発 区域 一五の六から――五の三〇まで、原市大字広田字柳沼――五の一 (工区 区 四〇の四及び五四の丁目三八の二、三九 に含まれる地域の 北津軽郡小泊村字鮫貝一一〇の一〇 有限会社コンノハウジング 十和田市東二十三番町 − 六の − ○ 有限会社銀杏ケ丘不動産西津軽郡木造町字若緑八七の八 四八の一南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田 青森市金沢三丁目 (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 株式会社工藤パン三二の一 株式会社しまむら 杉山カネ子 名 ・

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十四年五月十七日

青森県知事

木

村

守

男

商号又は名称 三和住建

= 氏名 中村 光弘

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字倉内字家ノ上六の四

兀 許可番号 青森県知事許可 般 \equiv 第一四一五三号

五 取消年月日 平成十四年五月一日

取消しに係る建設業の許可

建築一式、大工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

IJ 確認された。このことが、 平成十四年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 届出によ

青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭